江東区 辰巳第三保育園

東京都江東区辰巳1-10-81-101 TEL 03-3521-3263

(2025年7月1日現在)

本書は、保育の提供の開始に当たり、辰巳第三保育園の保育サービスにおける重要事項説明書です。なお、この重要事項説明書と同意書は、在籍中有効とさせて頂きます。同意書のコピーをお渡ししますので、この重要事項説明書と共にご家庭で保管してください。重要事項説明書の内容について、年度で変更などある場合は別紙にてお知らせいたします。

		目次
1	施設の)目的及び運営の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
	1-1	施設の目的
	1-2	事業者について
	1-3	保育園の理念・方針・目標
		保育の特色
	1-5	保育園の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1-6	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	提供す	「る保育の内容
	2-1	保育計画
	2-2	主な保育プログラム
	2-3	1日のプログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
	2-4	お散歩のコース
	2-5	年間行事(予定) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
		保健衛生
	2-7	保育園と家庭との連絡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
	2-8	ご用意していただくもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3	保育の)提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
	3-1	保育時間•休園日等
4	保育料	4その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
	4-1	保育に要する諸費用と納入方法
	1.	通常保育料について
	2.	延長保育料について
	3.	保育短時間利用者の延長保育料について
	4.	実費をご負担いただくもの
5	保育的	語設の利用の開始及び終了に関する事項並びに保育施設の利用に当たっての留意事項
		利用に当たっての注意事項
6	緊急時	5等における対応方法・非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4
	6-1	保育園の安全対策・危機管理
		保育園での安全を守るために
		非常災害対策
	6-3	災害時及び警戒宣言発令時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	1.	警戒宣言発令時の保育
	2.	園児の引渡し方法
	3.	地震災害後の保育園事業の継続について
	4.	緊急連絡先
7	人権等	9重 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 5
	7-1	人権尊重 7-2 プライバシー保護 7-3 虐待の防止のための措置に関する事項

8		a、保育施設の運営に関する重要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
	8-1	入園時にお渡しする書類、ご提出いただく書類など
		保育園をお休みする時または登降園の時間が遅れる時
	8-3	保育園での感染症対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
		保育園での薬の取り扱い
		保育園での健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1.	入園後の健康診断等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 S
	2.	感染予防
		乳幼児突然死症候群(SIDS)防止策
	4.	保育中に具合が悪くなった時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
	5.	園でけがをした時
	6.	独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の加入について
	7.	慢性疾患・アレルギー疾患の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
	8.	手足の爪について
		虫除け対策について
	10.	プール、水遊びについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
	11.	事故防止•安全対策
	12.	衛生管理
		健康支援についての指導と連携
	8-6	給食・おやつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
	1. 涂	·養給与目標
	2. 煎	就立内容
	3. 南	付立表について
	4. 贸	法食について
	5. 延	長人補食について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
	6. 0	歳児クラスについて
8	3-7 C	「利用に際し留意していただきたいこと
	1. 緊	る急時の連絡先について
	2. 这	逆について
	(1)	自転車でお越しの際のお願い
	(2)	ベビーカーでお越しの際のお願い
	(3)	お車でお越しの際のお願い
	3. 持	まち物、身の回りの物の管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
		慰鏡等の取り扱いについて
8		… ■人情報の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 €

1 施設の目的及び運営の方針

1-1 施設の目的

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて、乳幼児を心身共に健やかに育成するための保育事業を 行います。

1-2 事業者について

事業者の名称	江東区
代表者氏名	江東区長 大久保 朋果
所 在 地	江東区東陽4-11-28
電話番号	03-3647-9111(代表)

1-3 保育園の理念・方針・目標

	(公立保育園統一理念)	
	・こどもの人権や主体性を尊重し、自己肯定感を持てる子に育てます。	
保育理念	・保護者に寄り添い、子育てを支援します。	
	・地域社会との信頼関係を築き、子育ての輪を広げ、共に歩みます。	
	*心身共に健康で基本的生活習慣を身につけられるよう育てる。	
保育方針	*一人一人の個性を大切に人間性豊かな創造力を育てる。	
	*思いやりをもってなかよく遊べるよう育てる。	
	*げんきに遊ぶ子	
保育目標	*のびのび遊ぶ子	
	*なかよく遊ぶ子	

1-4 保育の特色

教 育	— 遊びは学び —		
	*生きる力の基礎を'遊び'から育みます。		
	辰SUNあそびスタンダードから、げんき・のびのび・なかよくプランを基に		
	クラスの特性(良さ)や課題(挑戦したいこと)を捉え、成長を実感できる保育を		
	していきます。		
	◎げんきプラン 食育・運動の意欲を育て、基本的生活習慣を身につけ、自立す		
	る力を育みます		
	◎のびのびプラン 音楽・造形・言葉・数・自然 のあそびから、学びの芽生えの思		
	考・言葉・創造の力を育みます。		
	◎なかよくプラン 異年齢児交流保育 人との関わりの中で、共同・信頼・規範の		
	力を育みます。		
	*こうとう学びスタンダード(就学)に繋がる学びを、遊びの中から身に付くよう		
	指導していきます。		

1-5 保育園の概要

名称	コウトウクタツミダイサンホイクエン		
	江東区辰日第三保育園		
所 在 地	〒135-0053 江東区辰巳1-10-81-101		
認可年月日	1971年7月1日		
電話番号	03-3521-3263		
施設長氏名	滝沢 陽子		
沿	1998年4月1日 延長保育実施園となる		
_ /u =	1998年4月1日		
	2013年4月1日 スポット延長保育実施園となる		
入 所 定 員	112名		
	2歳児(あ ひ る 組) 14名 / 3歳児(り す 組) 21名		
114h C	4歳児(う さ ぎ 組) 24名 / 5歳児(き り ん 組) 28名		
職員数	・施設長 1名 ・副園長 2名 ・保育士 17名		
	• 看護師 1名 • 再任用保育士 1名 • 調理員 1名		
	・嘱託医 1名 ・嘱託歯科医 1名		
m. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7.	*その他、会計年度任用職員(保育士・栄養士・調理・用務等)配置		
取扱う保育事業の産体明け保育(生後57日から)、延長保育、スポット延長保育、緊急一時保育、			
種類	障害児保育、子育て支援地域事業「マイ保育園ひろば」、赤ちゃんの駅		
給食調理委託	フジ産業株式会社に委託し、自園で調理しています。		
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施し、サービス内容の向上に努めています。		
江東区一般検査の	保育施設の維持・向上を目的に、江東区特定地域型保育事業者に係る検査 		
概要	実施要綱に基づいて、年一回保育支援課による一般検査を受審しています。		
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を3年に1回受審し、その結果を情報公開して		
	います。2024年度受審。		
ICTシステムの	株式会社ユニファのルクミーを導入しています。(登降園打刻システム、連絡帳、おたより		
導入	(災害時等の緊急連絡を含む)、ドキュメンテーション、園児メモリー、アンケート、午睡チ		
	ェック等)		
職員への研修の	内部研修、外部研修に定期的に参加し、保育の質の向上及び職員のスキルアップに努めて		
実施状況	おります。		
嘱 託 医	(内科・小児科) 氏 名:鳴海 章人 辰巳中央診療所		
	住 所:江東区辰巳1-9-49-102		
	電話番号:03-3521-0163		
嘱託歯科医	(歯 科) 氏 名:原澤 功 原澤歯科医院		
	住 所:江東区牡丹3-6-3		
	電話番号:03-3643-8400		

1-6 施設の概要

敷 地	敷地面積 1642.76㎡
	延床面積 750.00㎡
建物	鉄筋コンクリート造 4階建(保育所使用部分 1階)
施設の内容	乳児室・ほふく室 4室 面積:145.0㎡
	保育室·遊戯室 4室 面積:258,0m ²
	調理室 1室 面積: 37.0m ²
	調乳室 1室 面積: 5.5 m ²
	沐浴室 1室 面積: 4.5㎡
	医務コーナー 事務所内
	トイレ(園児用) 2室
主な設備の種類	プール、冷暖房、受水槽、消防設備、
	非常通報装置(学校110番)、電気錠、防犯カメラ、AED
安全保障	独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」に加入
そ の 他	屋外戯技場 874.41㎡ *乳児専用園庭あり

2 提供する保育の内容

2-1 保育計画

保育所保育指針、全体的な計画に基づき、年齢別年間指導計画、月間保育計画、週間保育計画を基に日々の保育を展開していきます。

2-2 主な保育プログラム

項目	内容
(-#/ ±-√=	健康な心と体
げんきプラン (食育・運動・基本的な生活習慣	基本的な生活習慣・運動の意欲を育みます。
	・基本的生活習慣を身につけ自立する力を育みます。
	・体を動かす楽しさを知り、進んで運動しようとする意欲を育みます。
Φ7 * Φ7 * →= > .	学びの芽生え
のびのびプラン (音楽・言葉・自然・造形・数)	体験に基づく学びから・思考・言葉・創造の力を育みます。
	・音楽、絵画、造形、構成、言葉、数遊びを通して学びの芽を育てます。
	・生き物に触れる、水・太陽・土等の自然を、クラスの課題保育として経験し学びます。
たかトノ プニン	人との関わり
なかよくプラン (異年齢交流・幼児たてわり保育	豊かな人間性につながる異年齢交流保育の中で協同・信頼・規範の力を育みます。
	・様々な人への信頼感、自分も友達も大切にしていこうとする気持ちや友達の良さを
	認め、人との関わり、コミュニケーションの力を育みます。

辰巳第三保育園	5歳児が【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】を身につけるために、必要な経験・
	体験を『江東区公立保育園 保育スタンダード』及び『保育の特色』を踏まえ計画、
休月スタフタート	実施しています。

2-3 1日のプログラム

O歳児クラス		1・2 歳児クラス	3・4・5歳児クラス
順次登園•視診	7:30	順次登園・視診	順次登園•視診
検温・あそび		あそび	あそび
		おやつ(牛乳)	
授乳・食事(離乳食)	10:00	課題保育	課題保育
あそび			
		食事(給食)	食事(給食)
睡眠			
	12:00	休息	休息
授乳・食事(離乳食)	14:00		
あそび		おやつ	おやつ
	16:00	あそび	あそび
		順次降園	順次降園
順次降園			
	~18:30		
	18:30	延長保育	延長保育
		スポット延長保育	スポット延長保育
	~19:30	順次降園	順次降園

^{※1}日のプログラムはこども達の成長に伴い時間等が変更になります。

2-4 お散歩のコース

年齢別に散歩コースが違いますが、近隣の辰巳少年野球場(グラウンド)コース、辰巳の森公園コース、 海浜公園コースなどにお散歩に行きます。

2-5 年間行事(予定)

月	保護者参加の行事	園児参加の行事
4月	入園を祝う日(新入園児)	入園を祝う日(新入園児)
		進級を祝う会
		こどもの日のつどい
5月	保護者会(全クラス)	春の健康診断
		5歳 バス遠足
6月	保育参観•保育参加•個人面談	歯科健診
7月		プール開き
		七夕
8月		プール閉い
9月	園児引渡し訓練	園児引渡し訓練
10月	運動会(全園児)	運動会(全園児)
		秋の健康診断
11月	保育参観•保育参加•個人面談	焼いも会
		4歳 バス遠足
		歯科健診
		辰 SUN まつり(全園児)
		手洗い指導(3,4,5 歳児)
12月	-	クリスマス会
1月	保護者会(全クラス)	新年お楽しみ会
2月	休唆日本(主ノノ人)	節分
3月		ひなまつりお茶会
		お別れ散歩
	就学お祝い会(5歳児)	就学お祝い会(5 歳児)

^{*}誕生会 (お子様の誕生日に各クラスでお祝いをします。)

2-6 保健衛生

園舎消毒	年2回(春・秋)		
寝具消毒	年5回程度 布団乾燥 *必要に応じて布団丸洗い		
床清掃	毎月1回 *業者による清掃		
その他	換気扇清掃、ガラス清掃、蛍光管清掃		
	カーテンクリーニング *業者による清掃		

^{*}身体測定(毎月中旬頃) *避難訓練(毎月)

^{*}保育参観・保育参加・個人面談等は実施月に関わらず、随時行っています。

^{*}上記の日程は年度によって多少前後することがあります。

2-7 保育園と家庭との連絡について

項目	内。容
年間行事計画表	4月中旬頃に発行します。保護者の方の参加行事もありますので日程を必ずご確認
	下さい。ご家族で日程等を共有しておいてくださいますようお願い致します。
園だより	毎月1日に発行します。1ヶ月の行事予定、お知らせ、クラスだより等が記載されて
	いますので必ず目を通してください。
クラスだより	クラスの様子をお知らせします。
保健だより	毎月1日に発行します。乳幼児の健康に関する内容を掲載します。
献立表	毎月、月末にお渡しします。行事食や特別食のメニューもあります。
ルクミー連絡帳	園児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあうためにルクミー連絡帳を活
	用します。
	① 0~2歳児
	ご家庭からは、朝の体温・体調・食事・排泄・睡眠・遊びの様子などをご記入して
	いただき、保育園からも記入いたします。毎日、ご確認ください。24時間サイク
	ルでお子様を捉え育んでいきましょう。
	② 3~5歳児
	状況により活用いたします。プール期間はお子様の健康状態を把握させていただ
	き、保育園生活の参考にいたします。
全体掲示版	幼児クラスの今日の出来事を掲示します。
	玄関に様々な情報、お知らせを掲示しています。
	行事や保育の様子を写真掲示等で紹介しています。
保健掲示板	専用掲示板に感染症発生情報等を掲示しています。
食育掲示板	専用掲示板に食育に関する事をお知らせします。
各クラス保育目標・週案	各クラス掲示板にてお知らせします。
各クラス掲示板	クラスからの連絡事項等を掲示しますので、毎日ご確認ください。
保護者会	前期後期の年2回開催します。保育目標、クラス保育の様子、成長の様子、行事等に
	ついてお知らせします。また、保護者の方のご意見もいただく場とします。
保育参観・保育参加	通年で行っています。保育園でのお子様の様子をご覧いただいたり、一緒に遊んでい
	ただく場とします。
個人面談	保育参観時 等に行います。お子様の健やかな成長を相互に確認し合う場とします。
大きくな~れ 辰SUN子	お子様の成長を保護者の方と共有し、共に手を取り合いお子様への願いや思いを記録
	に残し、卒園まで大事に使用します。

2-8 ご用意していただくもの

お子様の私物として通常、保育園に保管して使用します。一部、保育園でお配りするもの、季節的に使用するもの、家に持ち帰り、また持ってくるもの等が含まれています。

☆毎日の生活に必要で、個々に用意、管理していただくもの *ご不明の点などありましたら職員までお話下さい。

	O歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	備考
通園用 リュックサック				0	0	0	お子様が出し入れしやすいもの。
着替え	3組	3組	3組	3組	3組	2組	シャツ、ズボン、肌着、靴下他
オムツ	0	0	0	Δ			1日の必要量(個々に応じて) ※オムツのサブスク利用可
お尻拭き	1箱	1箱	1箱	Δ			個人用カゴに常備。 ※オムツのサブスク利用可
汚れ物を入れる ビニール袋	1箱	1箱	1箱	1箱	1箱	1箱	25×35 cm 50 枚入り位のもの。 個人用ロッカーに常備。
洗濯物を入れる袋	1枚	1枚	1枚	1 枚	1枚	1枚	エコバック等
コット用バスタオル				1 枚	1 枚	1 枚	作り方はお知らせします。 毎週持ち帰り洗濯してセットして ください。
布団力バー(各1枚)	掛・毛兼用	掛・毛兼用	掛・毛兼用	掛·毛 兼用	掛・毛 兼用	掛・毛 兼用	園より貸与します。毎週持ち帰り 洗濯してセットして下さい。
昼寝用バスタオル(掛)	1枚	1枚	1枚	1 枚	1枚	1枚	夏季のみ(後日お知らせします)
布団ネーム布	2枚	2枚	2枚	2枚	2枚	2枚	園よりお渡しします。
外遊び用運動靴	0	0	0	0	0	0	毎週持ち帰り洗濯してお持ち下さい。
外遊び用上着	0	0	0	0	0	0	冬季のみ(後日お知らせします)
上履き				0	0	0	毎週持ち帰り洗濯してお持ち下さい。
水筒				0	0	0	散歩時等に使用します。持参する日 は各クラスからお知らせします。
コップ (コップ入)				0	0	0	毎日清潔なものを持参してください。
水遊び用持ち物	0	0	0	0	0	0	夏季のみ(後日お知らせします)*水着(乳児:水遊び用パンツ)、水泳帽(幼児)、タオル、バック
ハンカチ・ティッシュ						0	使用時期はクラスよりお知らせします

^{*}個々に管理していただく物は必ずお名前を書いて下さい。 △は個々に応じて対応させて頂きます。

3 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

3-1 保育時間・休園日等

開 園 日	月曜日から土曜日まで			
開 園 時 間	午前7時30分から午後7時30分まで			
延長保育時間	(月極め)午後6時31分から午後7時30分まで *別途、要申請			
保育標準時間	午前7時30分から午後6時30分まで			
	(開所時間中(延長保育時間除く)最大11時間の中で、必要となる保育時間)			
保育短時間	午前9時00分から午後5時00分まで			
	(開園時間中(延長保育時間除く)最大8時間の中で、必要となる保育時間)			
	(午前9時~午後5時)を超えた時間はスポット延長	長保育の対象になります。		
スポット延長保育時間	(保育短時間) 午前9時~午後5時を超えた時間	間		
	(保育標準時間)午後6時31分から午後7時30	分まで *事前、当日、要申請		
休 園 日	(1)休日			
	日曜日・国民の祝日・12 月 29 日から 1 月	3日までの年末年始		
	(2)その他の休園日			
	①大規模地震の警戒宣言発令時より同宣言が	「解除されるまで。		
	その他、自然災害で実質的に開園できない	いとき。		
	②重大な伝染病等の発生により、園児に感染	・被害が及ぶ恐れがある場合。		
項目	内 容	申請書類		
保育時間(平日・土曜日)	・支給認定証に基づき、保護者の方の勤務時間と	• 緊急連絡票		
	通勤時間をもとに決定します。			
	・土曜日は原則として保護者の方がお仕事の時に			
	お預かりします。			
延長保育(20名まで)	・通常の保育時間を超えて保育が必要な場合、利	• 延長保育利用申込書		
	用できます。	・就労証明書(父母ともに)		
	*申し込みをされても、定員等の関係で利用でき	※園長と面接をさせていただきま		
	ないことがあります。			
	*延長保育の利用は1歳児クラス以上です。			
	*次年度に新規に希望する場合は入園募集時にお			
	申し込みください。			
スポット延長保育	・利用日は月曜日から金曜日です。	・事前申請の場合…事前申請書		
	・定員の関係で利用できない場合があります。	・当日申請の場合…		
	・延長保育の空きがある場合は事前申請ができま	7:30~8:45 は当日申請書		
	す。空きがない場合は当日申請のみとなります。	8:45~17:00 は口頭または		
	*スポット延長保育の利用は1歳児クラス以上で	電話も可		
	ਰ .	※詳しくは「スポット延長保育の		
		ご案内」をお読みください。		

4 保育料その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額

- 4-1 保育に要する諸費用と納入方法
 - 1. 通常保育料について

保育料は、江東区条例の規定により定める金額を江東区にお支払いいただきます。

2. 延長保育料について

通常保育料と合わせて請求します。

3. 保育短時間利用者の延長保育料について 保育短時間(午前9時~午後5時)を超えた時間はスポット延長保育料を請求します。

- 4. 実費をご負担いただくもの
 - ・スポット延長保育料

*別途納付書にてお支払いいただきます。(15分100円)

5 保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに保育施設の利用に当たっての留意事項 5-1 利用に当たっての注意事項

- 1. 利用に当たっての注意事項
 - (1) 入園は江東区と保護者の契約となります。
 - (2) 入園にあたっては、保育の必要性の認定(2・3号認定)を受け、支給認定証が交付されます。
 - (3) 入園後、保護者の状況等に変更があった場合は必ず保育園と保育サービス係にご連絡いただき、必要書類を保育サービス係に提出してください。

支給認定証の変更が必要な場合、既に交付されている支給認定証を添えて、変更の申請をしてください。

- ① 就労変更にかかわること
 - 転職したとき
 - ・ 勤務形態が変わったとき
 - 同一会社で部署の異動があったとき(保育サービス係への手続きは必要ありません)
 - ・離職したとき
- ② 出産(産前産後休暇・育児休業 等)にかかわること
- ③ 世帯変更(姓が変更になったとき等)にかかわること
- ④ 住所変更を行ったとき(江東区内で引っ越しをする場合は保育サービス係への手続きは必要ありません)
- ※変更があった場合は、保育時間と緊急時の連絡等を確認させていただきます。各種届出用紙は江東区のホームページからもダウンロードできますが、保育園にもあります。

書類は園にご持参くだされば、園から保育支援課保育サービス係に送付することもできます。

※詳細は江東区のホームページ・江東区保育園等入園のしおりをご覧ください

6 緊急時等における対応方法・非常災害対策

6-1 保育園の安全対策・危機管理

- 1. 保育園での安全を守るために
 - ・玄関は、常にオートロックで施錠しています。
 - ・ 開錠する4桁の暗証番号はプリントにてお知らせしますので適切な管理をお願いします。 (暗証番号は安全管理上、1年間ごとに変更します。)
 - 開錠は必ず緊急連絡票に記入した主な送迎者の方が行うようにお願いします。
 - ・不審者の侵入やお子様の抜け出し防止のため、お子様に番号を教えたり、開錠操作をさせないでください。
 - ・登降園の際には事故防止のため、必ずお子様と一緒に出入りされるようお願いします。
 - ・扉は最後まで確実に閉まるのをご確認ください。
 - *保育園では「保育安全計画」「江東区立保育園における業務継続計画」を作成し、安全対策及び危機管理 を行っています。

6-2 非常災害対策

- ・防火・防災管理者(園長)を置き、火災、地震等の災害から園児を守り、また災害の未然防止及びその 軽減を図ることを目的として消防計画の下、月1回の訓練を実施致します。
- ・管理権限者(園長)を置き、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的として『社会福祉施設等避難確保計画』の下、研修及び情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を年2回以上実施します。
- 年間を通じて、火災・地震・洪水・津波・不審者対応・救命救急対応・通報訓練等を行っています。
- 区と連携して情報伝達、共有訓練及び災害用伝言板を使用した訓練も行っています。
- 9月には大規模地震を想定した「園児引渡し訓練」を実施します。
- ・地震発生時は、基本的に園舎内にいます。
- やむを得ず園外に避難する場合は、玄関に掲示します。(避難先では園旗が目印です)
- ・災害に備えて園児の防災頭巾を常備し、非常食(3日分)の備蓄をしています。
- (備蓄品) スーパー保存水・アルファー米炊出しセット・缶入りパン・保存用ようかん・保存用塩せんべい 粉ミルク・乾パン・クラッカー・氷砂糖・乾燥おかゆパック・非常用トイレ 等
- ・園舎の火災発生の場合は、近隣の公立保育園や近隣施設に避難する場合があります。
- ・災害時等の園児の状況は ルクミー にてお知らせします。
- ※詳しくは「ルクミー 登録手順書」をお読みになり登録をお願いします。
 - *感染症拡大時や運動会等の当日会場変更の場合など ルクミー でお知らせします。
 - *地震発生情報等で震度4を観測した場合は、園の状況を ルクミー でお知らせします。

消防計画作成(変更)•届出	深川消防署		
	防火・防災管理者 氏名 滝沢 陽子	3	
社会福祉施設等避難確保計	江東区長		
画作成(変更)• 届出	管理権限者 氏名 滝沢 陽子	3	
避難訓練	消防計画に基づく消火・通報及び避難調	訓練を実施。	
	社会福祉施設等避難確保計画に基づく避難訓練を実施。		
防災設備	自動火災報知設備・消火器・誘導灯		
	*各種設備は法定の点検を確実に実施します。		
	第1避難場所	辰巳第三保育園 園庭	
避難場所	第2避難場所	辰巳少年野球場	
	広域避難場所•避難所	辰巳小学校	
	◆園舎が火災で生活できない場合	塩崎保育園	
	◆津波・水害の場合	辰巳団地81号棟4階	

6-3 災害時及び警戒宣言発令時

- 1. 警戒宣言発令時の保育
 - (1) 保育開始前に発令があった場合・・・・・臨時休園
 - (2) 保育開始後に発令があった場合・・・・保育中止
- 2. 園児の引渡し方法

地震災害時における園児引取り調査票に登録された方にお子さまを引渡します。

- 3. 地震災害後の保育園事業の継続について こども未来部発災時初動対応手順に従い、保育園事業の継続について検討及び対応を行います。
- 4. 緊急連絡先

辰巳第三保育園 03-3521-3263

7 人権尊重

7-1 人権尊重

- 児童憲章、児童福祉法に基づき、個々を尊重しながら保育を展開していきます。
- こどもの身体的苦痛や人格を辱めることなどがないよう保育を実施いたします。

7-2 プライバシー保護

• こどもの着替え、排泄などプライバシーを配慮して行います。

7-3 虐待の防止のための措置に関する事項

• 児童虐待防止法に基づき、こどもに虐待の疑いがある場合、保育園は関係機関への通告義務が課せられています。

8 その他、保育施設の運営に関する重要事項

8-1 入園時にお渡しする書類、ご提出いただく書類など
(1)「重要事項説明書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
(2)「重要事項確認・同意書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 児童票・健康記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(児童票・健康状況・既往歴・予防接種の記録)
(4)緊急連絡票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)保育所におけるアレルギー疾患に対する配慮・管理希望調査・・・・・・・・・・・・・・・・・園に提出
(6)保育所生活管理指導表(園のアレルギー疾患への配慮を希望する方のみ)
主治医が記入したもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(7)地震災害時における園児引取り調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(8)独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の加入同意書 ・・・・・・・園に提出
(9)オートロックによる施錠管理方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
(10)ルクミー 保護者様用登録手順書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
(11)スポット延長保育のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
(12) 保育園で特に注意したい感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
(13) 感染症治癒後の再登園の際における治癒証明書(意見書)提出のお願い・・・・・・・・家庭で保管
(14) 保育園における薬の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
(15)園内での感染予防のためのご協力のお願い・・・・・・・・・・・・・・・家庭で保管
(16)「保育所児童保育要録」の小学校への送付について(5歳児クラスのみ)・・・・・・・・家庭で保管
*こどもの育ちをつなげるために平成 21 年度より小学校への送付が義務付けられています。

8-2 保育園をお休みする時または登降園の時間が遅れる時

- 1. 園をお休みすることが事前に分かっている時は、早めにお知らせください。
- 2. 当日の欠席は、9時30分までにルクミーでお知らせください。登園が遅れる場合は、朝8時45分~9時30分の間に電話で保育園にお知らせください。また、登園後お迎えの方が変更になった場合も電話で保育園にお知らせください。なお、保育中は、担当保育士が電話に直接出られないことがありますので予めご了承ください。
- 3. 登降園時間が何らかの事情で、変更になる場合は事前にご連絡下さい。
- 4. 登園時間によっては給食が提供できませんので予めご了承ください。 (衛生上、作ってから提供までの時間に制約があるため)
 - *厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」を基本としています。

8-3 保育園での感染症対応

感染症と診断された場合は、学校保健安全法に基づき、お休みしていただく場合があります。病気の種類によっては多くのこどもたちに感染します。お子様や同居のご家族に感染症が疑われる場合は必ず医師の診察を受け、その結果をお知らせください。乳幼児期にかかりやすい感染症の症状・感染期間などは、『保育園で特に注意したい感染症』を参考にしてください。治癒後、登園する場合は、医師に登園の可否をお尋ねください。なお、送り迎えのご家族が医師の治癒証明書(意見書)の必要な感染症にかかられている場合は、玄関での対応になりますので、インターホンで声をかけてください。

*以下の感染症は治癒後、医師の治癒証明書(意見書)が必要ですので保育園に提出をお願いします。

インフルエンザ、麻しん(はしか)、風しん、水痘(みずぼうそう)、帯状疱しん、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、咽頭結膜熱(プール熱)、流行性角結膜炎(はやり目)、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症、 結核、新型コロナウイルス感染症

(医師の治癒証明書「意見書」の目的)

お子様の症状が回復し、集団生活に支障がないという主治医の診断を保育園として確認する必要があるため提出を求めるものです。保育園においては乳幼児だけではなく妊婦の方も多く出入りがあるため、特に感染拡大予防に注意を払う必要があります。

(医師の治癒証明書「意見書」について)

医師に「意見書」を記入してもらい保護者が園に提出してください。区のホームページからダウンロードできますが、保育園にも常備しています。

(文書料について)

こちらの「意見書」を使用していただいた場合は、江東区医師会のご協力により、無料となる医療機関があります。詳細は、各医療機関にお問い合わせください。

8-4 保育園での薬の取り扱い

保育園に登園するこどもは、ほとんど集団生活に支障がない状態にあり、通常業務として薬を扱うことはありません。ただし、医師の指示により保育時間内に必要な薬は保護者に代わって与薬を行います。 別紙『保育園における薬の取り扱いについて』をよくお読みになり、手順に従ってお持ちください。 なお、挫薬、慢性疾患の与薬については医師の指示書に従うと共に、相互の連携が必要となります。

- *薬の持参については
 - ①医師による「調剤情報提供書」のコピーと保護者による「与薬連絡票」を添付してください。
 - ②薬の袋や容器に名前を記入し、1回分を持参してください。
 - ③必ず職員に直接お渡しください。
- *とびひや外傷で、ガーゼなどで覆って登園する場合、替えのガーゼ、絆創膏などを持参していただく場合があります。

8-5 保育園での健康管理

登園前に必ずお子様の体温や健康状態等の確認をお願いします。いつもと違う様子や、自宅で内服している時、シールタイプの薬剤(気管支拡張剤テープ・虫さされ治療薬等)を貼って登園する時などは職員にお知らせください。また汗などではがれないよう、その上からサージカルテープや絆創膏で覆ってください。

お子様は感染症による発熱、下痢、嘔吐、咳、発しん等の症状により不快感や不安感を抱きやすいので、お子様に安心感を与えるように適切に対応します。厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン (2018 年改訂版)「子どもの病気~症状に合わせた対応~」の〈保育中の対応について〉を参考にしています。

保護者への連絡が望ましい場合

<発熱>

- ○38℃以上の発熱があり
 - 元気がなく機嫌が悪いとき
 - ・咳で眠れず目覚めるとき
 - 排尿回数がいつもより減っているとき
 - ・食欲がなく水分が摂れないとき
- *熱性けいれんの既往児が37.5℃以上の 発熱があるときは医師の指示に従う。
- ※発熱時の体温は、あくまでもめやすであり、 個々の平熱に応じて、個別に判断する。

<嘔吐>

- ○複数回の嘔吐があり、水を飲んでも吐くとき
- ○元気がなく機嫌、顔色が悪いとき
- 〇吐き気がとまらないとき
- ○腹痛を伴う嘔吐があるとき
- ○下痢を伴う嘔吐があるとき

<下痢>

- ○食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする とき
- ○腹痛を伴う下痢があるとき
- ○水様便が複数回みられるとき

<咳>

- ○咳があり眠れないとき
- ○ゼイゼイ音、ヒューヒュー音があるとき
- ○少し動いただけでも咳が出るとき
- ○咳とともに嘔吐が数回あるとき

<発しん>

- 〇発しんが時間とともに増えたとき
- *食物摂取後に発しんが出現し、その後、腹痛や嘔吐などの消化器症状や、息苦しさなどの呼吸器症状が出現してきた場合は、食物アレルギーによるアナフィラキシーの可能性があり、至急受診が必要となります。

体調が良くない時は、無理をせず早目に休養し、病後は十分に回復してから登園するようにしましょう。 お子様の保育園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために0~2歳クラスは、ルクミーの連絡帳を活用 します。毎日、ご確認ください。前日や当日に体調の変化がみられる時は連絡帳もしくは登園時に職員まで お知らせください。

1. 入園後の健康診断等

保育園では嘱託医と連携しながら園児の健康管理をしています。

	対象	時期	担当者	結果お知らせ
健康診断	O歳児	毎月	嘱託医	園児メモリー
(建)承記的	全園児	春•秋	嘱託医	園児メモリー
 歯科健診	全園児	春•秋	嘱託歯科医	園児メモリーまたは
因件庭砂	土風冗	台・秋	媽山園科区	歯科健康診断結果
身長•体重測定	全園児	毎月	看護師・保育士	園児メモリー
頭囲・胸囲測定	全園児	4月•10月	看護師・保育士	園児メモリー
				測定結果により受診
視力測定	3・4・5歳児	個別対応	看護師・保育士	をお勧めする場合は
				口頭で伝えます

- *接種可能な予防接種は、入所前の標準的な接種期間に接種することをお勧めしています。 また、入園後に接種した予防接種の種類、かかった感染症の状況把握に努めています。
- *予防接種後に登園する時は、保育園に行くことを医師に伝えてください。
- <予防接種を受けた後の一般的注意事項>としては、予防接種を受けたあと 30 分間は、接種会場でお子様の様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。

「予防接種とこどもの健康」予防接種ガイドライン等検討委員会発行 より

2. 感染予防

保育園は集団の場であり、大勢のお子様の健康を守るための健康管理を行っています。予防接種を感染症 予防対策とし勧奨し、接種状況、かかった感染症の種類をお尋ねします。情報は、職員間で共有させてい ただきます。また、公益財団法人日本学校保健会が運営する「学校等欠席者・感染症情報システム」に、 江東区保育政策課として加入し、感染症発生の情報を、江東医師会、保育政策課、保健所と共有していま す。感染症の発生予防のための措置として、手洗いを重視しています。登園時のお子様の手洗いにご協力 をお願いします。咳エチケットの対応が必要な場合にマスクの持参をお願いすることがあります。 園内、区内の感染症の状況ついては適時に情報提供します。

便・嘔吐物・血液等で汚れた衣服は感染症拡大防止のため洗わずにそのままビニール袋に入れてお返し しますのでご理解、ご協力お願いいたします。

- ※詳しくは「園内での感染予防のためのご協力のお願い」をお読みください。
- ※新規感染症発生時の対応については、厚生労働省の指示に従い、随時別紙にてお知らせいたします。

3. 乳幼児突然死症候群(SIDS)防止策

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。育児習慣等に留意することで、SIDS の発症リスクの低減が期待されています。うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べて SIDS の発症率が高いと報告されています。うつぶせ寝が SIDS を引き起こすものではありませんが、医学上の理由でうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、お子様の顔が見えるあおむけに寝かせるようにしましょう。保育園の乳児クラスでは日常、敷バスタオルを使用せず、布団の周囲には危険なものは置かない等、気をつけています。うつぶせ寝を避け「睡眠チェック表」を使い呼吸の観察等行っています。

4. 保育中に具合が悪くなった時

保育中に発熱、嘔吐、下痢等でお子様の具合が悪くなった時は保護者の方に連絡し、対応を相談して適切な処置を行います。症状によってはお迎えをお願いします。

保護者の方と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先した対応をいたします。あらかじめ ご了承願います。

*水痘やインフルエンザ等感染症を疑う場合は、保育場所を別にするなど、他のお子様への感染防止も配慮します。

5. 園でけがをした時

①軽いけがは保育園で処置します。お迎えの時に状況や処置内容をお伝えしますので、ご家庭で経過観察をお願いします。(市販の絆創膏にかぶれる場合は事前にお知らせください。自宅から持参していただきます。)

②けがの状態により医師の処置が必要と判断した場合は、保護者に連絡の上、保護者もしくは保育園で医療機関を受診します。保育園で受診した場合は、医師から説明を聞いていただくため、病院に来ていただくことがあります。

- ※受診後に乳児医療証・保険証を医療機関にお持ちください。
- ※保育中におけるけがの治療費用については「災害共済給付制度」があります。
- *乳幼児期は発達過程の中で自我が芽生え、自己主張も強まる時期があり、言葉での表現が難しいことから、 こども同士の関わりの中で、かみつきやひっかき等のトラブルを生じることがあります。

園ではトラブルを未然に防ぐように日々努めますが、止めきれないこともあります。また、活動中に自分で転んだり、何かにぶつかったりすることもあり、擦り傷や打撲等、小さなけがをすることもあります。 自分の力を試しながら、人との関わり方や身を守る術を体験的に学んでいくことをご理解ください。

*こども同士のトラブルでけがが起こってしまった時は、双方のご家庭に状況を説明し、お子様のお名前を 伝えさせていただいています。相手のお子様の名前を知った上で、お会いした時に謝罪したいという保護 者の方からのご意見や、これから共に過ごしていくこどもたち、保護者の方同士がわだかまりなく良い関 係をつくっていただきたいということもあり、このような対応をとらせていただいています。ご理解いた だけますようお願いいたします。

6. 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の加入について

「災害共済給付制度」は、保育園の管理下(保育園での保育中及び登降園時)で、園児の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う制度です。この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度です。

*掛金は全額江東区が負担します。

詳しくは、『独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ』をお読みください。

7. 慢性疾患・アレルギー疾患の対応

お子様がアレルギー疾患により、特に配慮や管理が必要で、保育園での配慮・対応を希望される場合は 職員にお申し出ください。「保育所生活管理指導表」に基づき対応します。

慢性疾患において、主治医により保育園の生活が可能とされている場合、健康な日常を過ごすための対応 については、保護者との連携により対応します。

8. 手足の爪について

こどもの爪は薄いため割れやすく、また皮膚も薄いので傷がつきやすいです。そのため、1週間に1回は 爪を切るようにしてください。登園時、爪が伸びている時には保護者の方にその場で切っていただくよう 声をかけさせていただきます。

また、日中の保育において安全を守るために必要があれば、職員が切らせていただくこともあります。

- *爪が伸びたままになっていると以下のような問題もあります。
- 細菌やウイルスがたまりやすく不潔になります。
- ・アトピー性皮膚炎・湿疹・乾燥肌・虫刺され・とびひなどの皮膚のトラブルの際、さらに悪化してし うことがあります。
- 友達とぶつかりあったり、物の取り合いで引っ掻いたりすると、こどもの爪は鋭利なためかなりの傷になります。目に当たった場合には眼球に傷がつくことがあります。

9. 虫除け対策について

保育園では次のような対策をしています。

- (1) 発生防止
 - ① 毎朝、園庭及び園舎の周りを見回り、清掃する。
 - ② 園庭や園舎の草むしりや、樹木を剪定し、風通し、日当たりを良くする。
 - ③ 水溜りを作らないように注意する。

園庭のタイヤ、シート、砂場の遊具(バケツやカップ等)、植木鉢の受け皿、園庭の側溝等

- ④園庭の雨水枡、排水溝に定期的にボウフラの発生を防ぐ薬剤を投下する。
- (2) 虫刺され防止
 - ① 網戸を使用し蚊の侵入を防ぐ。
 - ② 園舎内では、家庭用殺虫剤(電気式置型等)、園舎外では、蚊取り線香等の使用。
 - ③ 配慮が必要な場合には、外に出る際、長袖長ズボンを着用し肌の露出を控える。

虫除け剤(スプレーやシート)には、ディートという注意が必要な薬剤が含まれています。保育園での 対応は行っておりません。使用については、ご家庭でお願いします。虫除けシールや虫除けリングなどに ディートは含まれていませんが、複数のお子様が装着することにより、喘息の発作が誘発されたり、気分 が悪くなってしまうことがあります。そのようなことを踏まえ、保育園では上記の方法で対応させていた だき、シールやリングの装着についてはご遠慮くださるようお願いいたします。どうしても刺されやすく、 刺されるとひどくなってしまうお子様はご相談下さい。

10. プール、水遊びについて

保育園では、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防サイト上の暑さ指数等の情報と、各園に設置した 熱中症計の数値を目安にプールや水遊びを実施します。

プール遊び、水遊びは保護者の方の許可が必要です。毎朝、検温し健康状況を観察してください。

- *次のような症状がある時はプールに入れません。
 - 熱があるとき
 - ・下痢や腹痛のとき
 - 皮膚の状態が悪いとき。(とびひや傷が化膿しているとき)
 - 目、耳、鼻の病気にかかっているとき
 - 流行性の病気にかかっているとき
- ※水いぼのある時、シールタイプの薬剤(気管支拡張剤テープ等)を貼っている時にはかかりつけ医に相談しましょう。
- ※慢性疾患をお持ちのお子様は、かかりつけ医にプールが可能か事前にご確認ください。 (アトピー性皮膚炎・中耳炎・心疾患、その他)
- ※咳、鼻水等かぜ症状で内服しているときは、主治医にプールが可能か事前にご確認ください。
- プール遊び、水遊びを安全かつ衛生的に行うために、石鹸でお尻を洗い流水で洗い流してから入ります。 職員は手袋を使用し、手袋を石鹸で洗い流してから次の子のお尻を洗います。
- ・絆創膏(湿潤療法用を含む)・虫パッチ・シールタイプの薬剤(咳止めシール・虫刺され治療等)は水の中で剥がれやすく、お子様が誤飲する可能性があります。そのため、テープ類を貼ったままでの入水は行っておりません。ご理解とご協力をお願いします。

11. 事故防止•安全対策

- 「安全チェックリスト」を用いて、園内外の環境整備及び点検を行っています。
- お子様の年齢(発達)による事故の危険を理解し、その防止に努力しています。
- ・ 誤飲予防のために、 遊具の点検をしています。
- ・保育園にAEDを設置しています。心肺蘇生及びAEDの使い方の研修を実施しています。

12. 衛生管理

- ・園舎内外の環境整備と衛生について、定期的に点検を行っています。
- ・食中毒および感染症の予防のために、調理室、おむつ交換台、汚れたおむつ入れ、トイレなどは消毒液を 用い清掃を行います。適宜、ペーパータオル、使い捨て手袋を使い、必要に応じて消毒液を用いています。
- 乳児がなめる可能性のあるおもちゃは、共有しないように数を揃えたり、水洗いをしています。
- ・小動物・昆虫類の飼育、土中の虫探し、落葉拾いなど自然との触れ合いについては、衛生面に注意して行います。なお、アレルギーについては医師が記入した「保育所生活管理指導表」に基づき配慮いたします。
- 集団給食施設届出を保健所へ届出済みです。水質検査を毎朝実施しています。
- ・職員は全員、毎月、細菌検査を行っています。

13. 健康支援についての指導と連携

- お子様の健康支援については、担任保育士だけではなく、看護師、嘱託医と連携して行います。
- ・衛生管理については、保育政策課、保健所、江東区医師会、区立保育園看護師と連携し進めています。

8-6 給食・おやつ

1. 栄養給与目標

食事は、一日に摂りたい栄養量の約半分を目安にしています。目標量は4月と9月の子どもたちの体格を 考慮して算出しています。 (1~2 歳児 50%、3~5 歳児 40%)

2. 献立内容

- ・保育政策課栄養士が栄養やカロリーのバランスを考慮して献立を作成し、栄養豊かな愛情のこもった温かい給食を保育園で調理しています。
- 日常食、行事食を通し、季節感を大切にし、伝統的な食事など、豊かな食文化を伝えます。
- 調理や盛り付けを工夫し、楽しい雰囲気で食べられるように配慮しながら望ましい食生活が身につくように していきます。
- ・遠足などの場合、ご家庭からお弁当を持参していただくことがあります。

3. 献立表について

- ・献立表は前月末にお渡しします。
- ・給食(3歳児クラスの量)、おやつの見本は玄関正面食育コーナーに展示します。
- O 歳児離乳食の見本は、O 歳児保育室内に展示します。
 - *夏季は衛生上、ルクミーのおたより機能にて配信します。

4. 除去食について

(食物アレルギー児の対応)

- ・食物アレルギーと診断され、特定の食物を除去する必要があると診断された場合、医師が記入した「保育所生活管理指導表」に基づき除去食対応を行います。詳細は、厚生労働省『保育所におけるアレルギーガイドライン』、『江東区保育所におけるアレルギー疾患対応マニュアル』に基づいて、行います。
- 月1回、アレルギー対応献立表の内容をご確認いただきます。
- ・アレルゲンの種類が多い場合やアレルゲンとなる食材を除いて調理することが困難な場合等は、お弁当の 持参となります。
- アレルギー対応解除の場合は所定の用紙にご記入の上、ご提出下さい。
- 年度末には保護者の方と面談のうえ、食物アレルギー対応の確認を行います。

(宗教上の対応)

- 基本的に除去での対応になります。
- ・食事制限については面談の上、決定させていただきます。ご希望にそえないことがあります。 食材を除いて調理することが困難な場合等は、お弁当の持参となります。

(慢性疾患においての対応)

• 食事の対応が必要な場合は医師の指示に基づき対応を行います。対応が多種にわたり、調理することが 困難な場合等はお弁当の持参となります。

5. 延長補食について

延長保育、スポット延長保育のお子様には午後 6 時 30 分頃に補食を提供します。 補食は夕食を勘案し軽めのおやつ程度です。

6、0歳児クラスについて

- 月齢を考慮しながら個々の発育発達に合わせて保護者と確認の上、離乳食を進めていきます。
- ・ミルクは、一般に市販されている育児用ミルクを使用しています。
- ・母乳での育児をご希望の方は保育園では冷凍母乳で対応させていただきます。詳しくは別紙「冷凍母乳の 持参を希望される方へ」をお読みください。
- 離乳完了後は、アレルギー用のミルクはお預かりせず、白湯または麦茶の対応になります。

8-7 ご利用に際し留意していただきたいこと

1. 緊急時の連絡先について

緊急に連絡を必要とする場合(病気、怪我など)がありますので、通常の連絡先にいない日には必ず 連絡方法をお知らせ下さい。

2. 送迎について

- ・送迎をする方は、防犯上必ず<u>緊急連絡票の主な送迎者に記入されている方</u>にお願いします。代理の方が送 迎される場合は必ず事前にお知らせください。連絡がなくお迎えにいらした場合、お身内の方でも確認が 取れるまではお引渡しできませんのでご了承ください。
- ・送迎時には、タブレット等で打刻をし、必ず職員に声をかけて下さい
- ・廊下を走ったりすると、思わぬ事故になります。送迎時にはお子様から目を離さないようお願いします。
- 送迎時の危険防止のため、玄関前の道路で遊ぶことはおやめください。

(1) 自転車でお越しの際のお願い

保護者駐輪場がありません。送迎の際には緊急車両等の通行の妨げにならないように一時駐輪をお願いします。送迎の際には車、自転車、歩行者に充分ご注意下さい。

(2) ベビーカーでお越しの際のお願い

ベビーカー置き場は玄関階段横にありますが、保護者の方の自己管理となっています。

スペースが限られていますので、譲り合ってお使いください。

(3) お車でお越しの際のお願い

駐車スペースがありません。送迎時にやむを得ず駐停車する場合は、団地・近隣の方のご迷惑にならないようご注意下さい。

3. 持ち物、身の回りの物の管理について

- 持ち物の紛失を防ぐため、すべてのものに記名をお願いします。紛失した場合、保育園では責任を負い かねますのでご了承ください。
- ・玩具の持参はご遠慮下さい。
- 食べ物の持参はご遠慮下さい。アレルギー対応が必要なお子様もいますのでご配慮をお願いします。
- ・ひもやフードの付いた衣服、髪留めのゴムなど、思わぬ事故を招きますのでおやめください。
- お子様の足にあったサイズの靴をご用意ください。サンダル等は、危険ですのでおやめください。
- O、1 歳児クラスは荷物が置けるよう保護者用ロッカー、2歳児クラスにも荷物かけ(フック)を用意しています。貴重品、個人情報になるものは入れないでください。
 - 3歳児クラス以上については、保護者用ロッカーはありませんのでご了承ください。

4. 眼鏡等の取り扱いについて

医師の指示により保育園で必要な対応については、家庭と保育園で協力して行っていきますので必要事項を「連絡票」に記入してください。不慮の事故などで、万が一持参品が破損した場合、園では責任を負えませんのでご了承ください。持参品が変更になる時には、新たに「連絡票」の提出をお願いいたします。

8-8 個人情報の取り扱い

1. 個人情報保護について

当園では個人情報保護に関する法律を遵守し、その保護に努め、細心の注意をはらいながら運営しています

個人情報保護方針

当園は、個人情報利用にあたり、その目的を明らかにして、個人情報保護に関する法律、区の情報セキュリティ ポリシーその他の関係法令及び、厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護に努めます。

個人情報の具体的な取り扱いについて

1、収集・利用の目的

園児ならびに保護者の個人情報の収集に際しては、あらかじめ利用目的、利用の範囲を明示し、保護者の 同意を得た情報を収集します。

収集した個人情報は、保育サービスの提供等を適切かつ円滑に行うことを目的に、以下の業務に利用します。

- (1) 入園に関する業務
- (2) 保護者との連絡に関する業務
- (3) 園児の保育に関する業務
- (4) 園児の記録管理に関する業務
- (5) 園児の健康状態把握に関する業務 (6) 就学に関する業務

2、個人情報の管理について

個人情報の含まれる提出書類(児童票など)は、原則として持ち出しを禁止し、園内で厳正かつ適切に 保管および処分します。また、収集した個人情報については漏えいがないよう適切な処置をとるとともに、 個人情報の利用保有する必要がなくなった場合は、区の規定に従って速やかに廃棄処分します。

3、第三者への提供の制限

利用目的以外の目的のために、個人情報の保護に関する法律第69条に規定されている以下の場合を除いて、 保護者の同意を得ずに第三者に個人情報(個人データ)を提供することはありません。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令に基づくとき。
- (3)他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供 する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な 限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があ るとき。
- (4)前3号に掲げるもののほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する とき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供 することについて特別の理由があるとき。
- 4、職員の責務について

個人情報保護方針を全職員に周知し、情報管理の徹底を図ります。

また退職後についても同様の取り扱いをします。

5、個人情報についての問い合わせ及び開示について

園児及び保護者自身の情報についてのお問い合わせや開示につきましては、園長まで直接お問い合わせくだ さい。個人情報の保護に関する法律並びに江東区個人情報保護制度及び情報公開制度の規定に基づいて対応 させていただきます。

2. ホームページ等への写真掲載について

当園では、写真撮影をし、クラスだより等で園内に掲示や、ホームページへの掲載をしております。 そのため、保護者の方に事前に同意をいただいております。また、これらを外部提供する場合には、 その都度お知らせし、確認を取らせていただいております。なお、同意がない場合は写真の掲載はいた しません。

*保護者の皆様へのお願い

保育園行事などの際個人で撮影したビデオや写真などは責任をもって管理し、外部への提供やインターネット(ブログや動画サイトなど)に投稿される場合は、映っている人や場所が特定されない、または、本人に許可を取るなど十分にご配慮ください。

8-9 ご意見・ご要望の対応窓口の設置

保護者からのご意見や苦情に的確に対応するため副園長を苦情受付担当者、園長を苦情解決責任者としております。皆様からのご意見や苦情は、保育の向上のための糧として園長会や保育政策課が解決に努力してまいりますが、円滑に解決できない場合に中立公正な立場から相談や助言を行い、適切に解決するための第三者委員会を設置しています。なお、保育園に関するご意見や苦情等については、保育園において責任をもって対応してまいりますので、ご遠慮なく申し出下さい。

電話でも、玄関正面の幼児下駄箱上に設置してあるご意見箱『ご意見BOX』でも受け付けております。

(1)相談•苦情担当

<相談窓□>	氏名 山下美千子(副園長) 電話 03-3521-3263
相談•苦情受付担当者	
<相談窓□>	氏名 滝沢 陽子(施設長) 電話 O3-3521-3263
相談•苦情解決担当者	
〈第三者委員会〉	佐 藤 勝 行 (区立豊洲北小学校長)
第三者委員	連絡先:3533-9862(豊洲北小学校)
*任期は7月から翌年の6月までとなり	葛 西 利 昭 (区立浅間竪川小学校長)
ます。変更時には改めてお知らせいたし	連絡先:3684-4311(浅間竪川小学校)
ます。	小 林 英 忠 (区立第五砂町小学校長)
	連絡先:3646-4474(第五砂町小学校)
	福 良 良 子 (区立豊洲幼稚園長)
	連絡先:3531-9272(豊洲幼稚園)
	芦 田 敦 子 (区立東砂幼稚園長)
	連絡先:3644-1942(東砂幼稚園)

(2) 当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当課名	江東区 こども未来部 保育支援課 相談窓口
	所在地 江東区東陽4-11-28
	電 話 03-3647-8464